

告 示

埼玉県告示第三百四十九号

測量計画機関であるデジタル庁から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

デジタル庁

二 作業種類

公共測量（三次元都市モデル）

三 作業地域

戸田市全域

四 作業期間

令和四年六月二日から令和五年三月二十四日まで